

評価項目	配点	評価	評価の換算式 (○は加重倍率)	コメント
1 提案内容に関する視点	120			
(1)業務目的の理解度	20		(10×2)	
(2)スタートアップ成長支援の内容	30		(10×3)	
(3)支援者のネットワークを拡大し、スタートアップとの協業・連携等を推進する体制	20		(10×2)	
(4)支援拠点の立地場所	10			
(5)支援拠点の運営及び案内窓口(コミュニティマネジャー)	10			
(6)広報・情報発信	10			
(7)業務内容の達成に必要な能力と実現性	20		(10×2)	
2 実施体制に関する視点	40			
(1)従事スタッフの構成・人数など	20		(10×2)	
(2)スケジュール管理	10			
(3)類似業務の受託実績	10			
小計	160			

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点	6	
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(ぐるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している(従業員43.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けている
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業 ※共同企業体の場合は、全社が市内の中小企業である場合は5点 ※共同企業体の場合は、1社以上が市内の中小企業である場合は3点
小計	11	
合計	171	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

評価の視点

評価項目	配点	評価の換算点 (加重倍率)	評価の視点
1 提案内容に関する視点	120		
(1)業務目的の理解度	20	(10×2)	・本事業の目的・目標を十分に理解し、提案者の知見が反映された意欲的な提案内容となっている。 ・横浜及び地域経済の固有の地域特性や強みなどを理解している。
(2)スタートアップ成長支援の内容	30	(10×3)	・スタートアップの特性を踏まえて、ニーズのある具体的なプログラムが提案されている。 ・実施手法やカリキュラムなどが、事業拡大に向けたスタートアップの成長に高い効果の期待できる支援内容となっている。
(3)支援者のネットワークを拡大し、スタートアップとの協業・連携等を推進する体制	20	(10×2)	・支援者ネットワークを形成する実現可能な関係構築の過程や方法が具体的に示されている。 ・関係者を的確にコーディネートし、エコシステム形成を推進する仕組みや、体制がわかる提案となっている。
(4)支援拠点の立地場所	10		・本事業を実施するためのスペースは、利用者の利便性や情報の発信力などにも配慮した適切な場所及び広さを確保されている。 ・物件確保に係る状況がわかる資料が添付されているなど、履行場所の確保について確実性が明確になっている。
(5)支援拠点の運営及び案内窓口(コミュニティマネジャー)	10		・拠点の仕様や設備が、事業を実施するために十分な機能を備えている。 ・支援拠点の活性化を図るために、ふさわしい人材が配置され、効率的で実効性の高い運営の仕組みが提案されている。
(6)広報・情報発信	10		・本事業の取組が効果的に発信される方法が明確に示されている。
(7)業務内容の達成に必要な能力と実現性	20	(10×2)	・スタートアップの支援策について、実現性・確実性が高く具体的な提案がされている。 ・拠点の運営やスタートアップ支援を遂行する能力が備えられている。
2 実施体制に関する視点	40		
(1)従事スタッフの構成・人数など	20	(10×2)	・事業に必要な経験・専門性がある担当者が配置され、連携体制がとれる構成・人数となっている。 【共同企業体での提案の場合】 ・組織連携による相乗効果及び具体的な連携、調整の手法について明確に示されている。
(2)スケジュール管理	10		事業の実施について、実現可能なスケジュールが具体的に記述されている。
(3)類似業務の受託実績	10		過去に類似事業の実績があり、その事業内容や事業手法が評価でき、契約期間中事業を継続して実施するための組織及び体制が整っている。
小計	160		

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
3 企業としての取組に関する視点	6	
(1)ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている

(2)障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している(従業員43.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)
(3)健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けている
4 市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業 ※共同企業体の場合は、全社が市内の中小企業である場合は5点 ※共同企業体の場合は、1社以上が市内の中小企業である場合は3点
小計	11	
合計	171	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。